

資料 1

第五種共同漁業内水面漁場計画について

第五種共同漁業権と内水面漁業協同組合

○漁業法の経緯

- ・明治漁業法（明治43年～第2次世界大戦終了まで）
漁業権制度 = 慣行等により行なわれてきた先願更新を制度化
《計画的な高度利用、漁民の民主化が難しい》
- ・現行漁業法（昭和24年制定）
高度利用、漁業の民主化 = 漁場計画制度による免許
《内水面漁業の根幹として、増殖義務のある第五種共同漁業権が新設》
- ・昭和漁業法の抜本改正（令和2年）
水産資源・漁業者の減少 = 資源管理制度の整備、罰則の強化等

○内水面が該当する漁業権漁業の種類

- ・区画漁業権（1～3種）・・・・・・一定の区域内において営む養殖業の漁業権
《経営者管理：溜池などでの養殖》
- ・共同漁業権（1、5種）・・・・・・一定の水面を共同に利用して営む漁業権
《組合管理：河川湖沼での漁業》
→免許は水協法に基づき組織された漁協・漁連のみ

○内水面漁業の特徴（海面との違い）

- ・漁業を専業としない遊漁者でも漁協組合員になれる
- ・公共性が高く、遊漁人口が多い（漁業を営まない採捕者が多い）
- ・資源の特徴として、増殖しなければ成り立たない

○第5種共同漁業権

- ・増殖に適した場所でなければ免許されない。
- ・増殖と管理を通じて内水面の資源的価値を高めることが条件の漁業権。

- ※一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことができる権利
《排他独占的な水面使用権でない》 遊漁者の制限が可能 = 遊漁規則制度
- ※増殖義務の履行を前提とした内水面漁業の管理権
《漁業秩序の維持と増殖に多くの人数必要》
- ※増殖可能な魚種に漁業権を設定
《漁業権魚種には増殖義務がある》

免許の期間は10年 前回免許：平成25年9月1日→令和5年8月31日

○漁業権の免許方法

- ・免許内容を県が事前に決定し、公示 = 漁場計画の樹立
《漁場の位置及び区域、漁業の種類（魚種）、漁業時期、存続期間、漁業権の種類、関係地区 等》

- ・ 漁場計画公示後、各漁協で計画にも基づき漁業権の申請
→ 漁場計画と異なる申請は認められない（各組合と協議して漁場計画案を作成）
- ・ なお、漁業権の免許切れで現行の漁業権行使規則、遊漁規則は失効
→ 新たな規則を作成し、県の認可が必要

(参考) 漁業権の種類

○ 区画漁業

- ・ 第一種区画漁業
藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業
- ・ 第二種区画漁業
土、石、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業
- ・ 第三種区画漁業
一定の区域内において営む養殖業であつて前2号に掲げるもの以外のもの

○ 共同漁業

- ・ 第一種共同漁業
藻類、貝類又は農林水産大臣の指定する定着性の水産動物を目的とする漁業
- ・ 第二種共同漁業
網漁具（えりやな類を含む。）を移動しないように敷設して営む漁業であつて定置漁業及び第5号に掲げるもの以外のもの
- ・ 第三種共同漁業
地びき網漁業、地こぎ網漁業、船びき網漁業（動力漁船を使用するものを除く。）、飼付漁業又はつきいそ漁業（第1号に掲げるものを除く。）であつて、第5号に掲げるもの以外のもの
- ・ 第四種共同漁業
寄魚漁業又は鳥付こぎ釣漁業であつて、次号に掲げるもの以外のもの
- ・ 第五種共同漁業
内水面（農林水産大臣の指定する湖沼を除く。）又は農林水産大臣の指定する湖沼に準ずる海面において営む漁業であつて第1号に掲げるもの以外のもの

《群馬県内で関連する漁業権は第五種共同漁業権と第二種区画漁業権》

◎平成25年～令和5年における第五種共同漁業権の設定状況

番号	免許番号	漁業権者名	河川、湖沼名	漁業権設定区域	主要対象魚類	免許期間
1	共第1号	利根漁業協同組合	渋川市赤城町綾戸から上流の利根川、片品村、薄根川、赤谷川他	沼田市、みなかみ町、川場村、片品村、昭和村	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、わかさぎ、かじか	H25.9.1 ～ R5.8.31
2	共第2号	阪東吾妻漁業協同組合	渋川市赤城町綾戸から下流天狗岩堰堤までの利根川他	渋川市、中之条町、東吾妻町、高山村	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ	〃
3	共第3号	群馬東毛漁業協同組合	天狗岩堰堤から下流の利根川、広瀬川、赤城白川他	渋川市、前橋市、高崎市、伊勢崎市、桐生市、吉岡町、玉村町、榛東村	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、どじょう、なまず	〃
4	共第4号	吾妻漁業協同組合	琴橋上流の吾妻川、熊川他	東吾妻町、長野原町、草津町、嬬恋村	ます(やまめ、いわなを含む)、うぐい	〃
5	共第5号	上州烏川漁業協同組合	烏川、碓氷川、鏑川、鮎川他	高崎市、藤岡市、富岡市、安中市、玉村町、甘楽町、下仁田町、南牧村	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、どじょう、わかさぎ	〃
6	共第6号	南甘上野村漁業協同組合	神流町柏木より上流の神流川、間物沢川、船子川、黒川他	神流町、上野村	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、うぐい、うなぎ、かじか	〃
7	共第7号	神流川漁業協同組合	神流町柏木より下流、渡戸橋までの神流川、三波川他	藤岡市、神流町、埼玉県秩父市、神川村	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、わかさぎ	〃
8	共第8号	東毛漁業協同組合	早川、蛇川、石田川	太田市、伊勢崎市	こい、ふな、うなぎ、うぐい、おいかわ	〃
9	共第9号	両毛群馬漁業協同組合	桐生川合流より上流の渡良瀬川、小黒川、小平川、山田川他	桐生市、みどり市	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、わかさぎ、かじか	〃
10	共第10号	両毛漁業協同組合	桐生川、小友川他	桐生市、栃木県佐野市、足利市	あゆ、ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、うぐい、おいかわ、うなぎ、わかさぎ、かじか	〃
11	共第11号	邑楽漁業協同組合	谷田川、板倉川他	館林市、板倉町、明和町、栃木県栃木市、埼玉県加須市	こい、ふな、うなぎ、なまず	〃
12	共第12号	近藤沼漁業協同組合	近藤沼、近藤川	館林市	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ	〃
13	共第13号	日向漁業協同組合	多々良沼、多々良川他	館林市、邑楽町	こい、ふな、うなぎ	〃
14	共第14号	城沼漁業協同組合	城沼、古城沼、古城幹線排水路他	館林市	こい、ふな、うなぎ、もつご、わかさぎ	〃

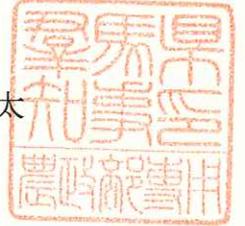
15	共 第 15 号	利 根 漁 業 協 同 組 合	ヨッピー川、猫又川、川上川他	片品村	ます(やまめ、いわなを含む)	〃
16	共 第 16 号	上 州 漁 業 協 同 組 合	大塩貯水池	富岡市	ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、 わかさぎ	〃
17	共 第 17 号	赤城大沼漁業協同組合	赤城大沼、覚満川	前橋市	こい、ふな、うぐい、わかさぎ	〃
18	共 第 18 号	榛名湖漁業協同組合	榛名湖	高崎市	ます(やまめ、いわなを含む)、こい、ふな、 わかさぎ	〃

蚕園第30282-6号

令和4年12月16日

群馬県内水面漁場管理委員会 会長 様

群馬県知事 山本 一太
(蚕糸園芸課)



第五種共同漁業の内水面漁場計画について（諮問）

現在、群馬県内の各漁業協同組合に免許している第五種共同漁業権が令和5年8月31日に存続期間満了となるため、漁業法第六十七条の規定により、内水面漁場計画（案）を作成しましたので貴委員会の意見を求めます。

担当 農政部蚕糸園芸課水産係
電話：027-226-3095
FAX：027-243-7202